

練馬区立公民館条例施行規則

昭和60年1月16日

教規則第1号

改正 平成 3年 8月 9日教規則第 8号
平成 9年 6月30日教規則第 6号
平成14年 3月29日教規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、練馬区立公民館条例(昭和59年12月練馬区条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の申請および承認)

第2条 条例第8条の規定により練馬区立公民館(以下「公民館」という。)の施設および備付器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、つぎの各号に掲げる区分により当該各号に定める利用申請書を練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) ホールおよび陶芸室以外の施設等を利用しようとするとき。 [第1号様式](#)
 - (2) ホールの施設等を利用しようとするとき。 [第1号様式の2](#)
 - (3) 陶芸室の施設等を利用しようとするとき。 [第1号様式の3](#)
- 2 前項の規定による利用申請書の提出期間は、つぎの表に定める区分による。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、当該期間外においても利用申請書を受け付けることができる。

施設等	利用申請書提出期間
1 ホールおよびホールの利用に伴い利用するその他の施設等	利用予定月の6月前の月の初日から利用予定日の14日前まで
2 前号に掲げるもの以外の施設等	利用予定月の1月前の月の初日から利用予定日の前日まで

- 3 前項の場合において、利用申請書提出期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、つぎに掲げる場合の利用申請書の提出期間の始期は、前2項の規定による利用申請書提出期間の初日の直後の開館日とする。
 - (1) 利用予定人数が、10人に満たないとき。
 - (2) つぎに掲げる者の占める割合が、半数に満たない団体が利用しようとするとき。
 - A 練馬区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する者
 - イ 区の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
 - ウ 区の区域内に存する学校に在学する者
- 5 第1項の規定による利用申請書の提出時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 6 利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行う。ただし、同時に利用申請があったときは、受付順序を抽選で決めるものとする。

7 委員会は、第1項の申請について施設等の利用を承認したときは、申請者につきの各号に掲げる区分により当該各号に定める利用承認書を交付するものとする。

(1) ホールおよび陶芸室以外の施設等の利用を承認したとき。 第2号様式

(2) ホールの施設等の利用を承認したとき。 第2号様式の2

(3) 陶芸室の施設等の利用を承認したとき。 第2号様式の3

8 前項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が公民館の施設等を利用しようとするときは、利用承認書を提示しなければならない。

(利用承認の変更)

第3条 利用者が施設等の利用を変更しようとするときは、利用変更申請書(第3号様式)に利用承認書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請について利用の変更を承認したときは、利用者に利用変更承認書(第4号様式)を交付するものとする。

3 前条第7項の規定は、前項の規定によって変更の承認を受けた場合に準用する。

(利用承認の取消し)

第4条 利用者が施設等の利用を取り消そうとするときは、利用取消申請書(第5号様式)に利用承認書を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の申請について利用の取消しを承認したときは、利用者に利用取消承認書(第6号様式)を交付するものとする。

3 条例第14条に規定する利用承認の取消し等は、利用取消等通知書(第7号様式)により行う。

(備付器具の使用料等)

第5条 条例第10条第2項に規定する備付器具の使用料は、別表第1のとおりとし、前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する使用料の減額または免除を受けようとする者は、第2条の規定による利用の申請の際に、つぎの各号に掲げる区分により当該各号に定める使用料減免申請書を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) ホールおよび陶芸室以外の施設等の使用料の減額または免除を受けようとするとき。 第1号様式

(2) ホールの施設等の使用料の減額または免除を受けようとするとき。 第1号様式の2

(3) 陶芸室の施設等の使用料の減額または免除を受けようとするとき。 第1号様式の3

3 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(使用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書きの規定により使用料の全部または一部を還付することができる特別の理由および額は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責に帰することができない理由により利用することができなかったとき。 全額

(2) 利用者がつぎに掲げる日前に利用の取消しを申請し、委員会がこれを承認したとき。 半額

ア ホールおよびホールの利用に伴い利用するその他の施設等 利用日の2月前

イ 前号に掲げるもの以外の施設等 利用日の10日前

練馬区立公民館条例施行規則

- 2 利用者が、前項第2号に規定する日前に利用の変更を申請し、委員会がこれを承認した場合において、既納の使用料に過納金を生じたときは、その過納金を還付する。
- 3 前2項の規定により使用料または過納金の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書兼領収書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

(禁止行為)

第8条 利用者は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- (1) 承認外の施設等を使用すること。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用すること。
- (3) 無断で施設等の現状を変更すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、条例およびこの規則に定める事項を遵守し、かつ、委員会の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、施設等に損害を与えたときは、直ちに練馬区立公民館長(以下「館長」という。)に届けなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和60年5月1日から施行する。ただし、第2条から第7条までの規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 練馬区公民館使用条例施行規則(昭和28年12月練馬区教育委員会規則第2号)および練馬区公民館運営規則(昭和28年10月練馬区教育委員会規則第4号)は、廃止する。
- 3 条例第11条の規定に基づき、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間(以下「特例期間」という。)の利用に限り、条例第10条第1項の使用料(ホールを除く。)を減額する。
- 4 前項の規定による特例期間の利用に係る使用料は、つぎのとおりとする。

施設	利用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
第一会議室		700円	1,000円	900円
第二会議室		700円	1,000円	900円
第一教室		1,400円	1,900円	1,700円
第二教室		1,200円	1,600円	1,400円
第三教室		1,200円	1,600円	1,400円
和室	大	1,000円	1,300円	1,100円
	中	700円	1,000円	900円
	小	700円	1,000円	900円
調理実習室		1,200円	1,600円	1,400円
美術工芸室		1,400円	1,900円	1,700円
視聴覚室		1,400円	1,900円	1,700円
陶芸室		500円	600円	600円
保育室		200円	300円	300円

- 5 前2項の規定による特例期間の利用に係る使用料の減額については、その申請の手続は、要しない。
- 6 特例期間の利用に係る使用料(ホールおよび備付器具を除く。)の第6条第1項の規定の適用については、第4項の使用料について、これを適用する。

付 則(平成3年8月教規則第8号)

- 1 この規則は、平成3年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立公民館条例施行規則別表の規定は、平成3年11月1日以降の利用に係る分について適用し、同年10月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成9年6月教規則第6号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成14年3月教規則第12号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日から同年9月30日までの間、この規則による改正後の練馬区立公民館条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1中「

Bセット	音響調整卓 一式	一式	8,000円	
	音響反射板 一式			
	調光卓 一式			
	第2サスペンションスポットライト 1列			
	シーリングスポットライト 1列			
	サイドスポットライト 一式			

」とあるのは、「

1Bセット	音響反射板 一式	一式	6,000円	
	調光卓 一式			
	第2サスペンションスポットライト 1列			
	シーリングスポットライト 1列			
Bセット	音響調整卓 一式	一式	8,000円	
	音響反射板 一式			
	調光卓 一式			
	第2サスペンションスポットライト 1列			
	シーリングスポットライト 1列			
	サイドスポットライト 一式			

」とする。

- 3 新規則第2条および第6条の規定(ホールの利用に係る部分を除く。)ならびに第1号様式から第7号様式まで(ホールの利用に係る部分を除く。)は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。
- 4 新規則第2条、第6条および第7条の規定(ホールの利用に係る部分に限る。)ならびに第1号様式から第7号様式まで(ホールの利用に係る部分を除く。)は、平成14年10月1日以後の利用について適用し、同年9月30日以前の利用については、なお従前の例による。

練馬区立公民館条例施行規則

別表第1(第5条関係)

分類	器具名	単位	使用料	摘要
ホール舞台設備	グランドピアノ	1台	2,000円	調律料を除く。
	所作台 花道用所作台	一式	4,000円	化粧 ^{がまぢ} 箱、開丁場を含む。
	松竹羽目	一式	1,000円	
	音響反射板	一式	3,500円	
	金屏風	一双	1,000円	
	銀屏風	一双	1,000円	
	鳥の子屏風	一双	1,000円	
ホール照明設備	調光卓	一式	2,000円	
	第1ボーダーライト	1列	500円	100W×48
	第2ボーダーライト	1列	500円	100W×48
	第1サスペンションスポットライト	1列	800円	1KW×12
	第2サスペンションスポットライト	1列	800円	1KW×12
	アッパーホリゾントライト	1列	1,000円	300W×48
	フットライト	1列	300円	100W×48
	ロアーホリゾントライト	1列	1,000円	150W×60
	サイドスポットライト	一式	1,000円	1KW×9×2
	シーリングスポットライト	1列	1,000円	1KW×12
	センターフォローピンスポットライト	1台	1,000円	1KW クセノン
	花道フットライト	一式	200円	60W×18
	ギャラリーライト	一式	800円	1KW×8
	追加スポットライト	1台につき	200円	
ホール音響設備	音響調整卓	一式	1,500円	スピーカー、マイク2本付
	移動調整卓	1台	1,000円	10IN、50UT
	テープレコーダー	1台	2,000円	2トラックコンソール型
	テープレコーダー	1台	1,000円	カセット
	ワイヤレスマイク	1本	1,000円	
	コンデンサマイク	1本	500円	スタンド付
	ダイナミックマイク	1本	400円	スタンド付
	CDプレーヤー	1台	1,000円	
	DATレコーダー	1台	1,000円	
	MDプレーヤー	1台	1,000円	
	三点吊 ^{ぶら} りマイクロホン	一式	1,500円	マイク付
	デジタルエフェクタ	1台	1,000円	
	デジタルリバーブ	1台	1,000円	
	映写用スピーカー	一式	500円	2台
移動用FBスピーカー	1台	1,000円		

練馬区立公民館条例施行規則

ホール映写設備	スライド映写機	一式	500円	
	ビデオプロジェクター	一式	2,000円	100インチスクリーン付
その他設備等	アップライトピアノ	1台	1,000円	調律料を除く。
	ビデオプロジェクター	一式	500円	50インチ
	映写機	一式	1,000円	16ミリ
	映写機	一式	500円	8ミリ
	スライド映写機	一式	500円	
	展示用パネル	1枚	50円	
	持込器具	1KWにつき	200円	持込器具合計500W以上に適用
	Aセット	音響調整卓 一式	一式	8,000円
調光卓 一式				
第1ボーダーライト 1列				
第1サスペンションスポットライト 1列				
第2サスペンションスポットライト 1列				
アッパーホリゾントライト 1列				
ロアーホリゾントライト 1列				
サイドスポットライト 一式				
シーリングスポットライト 1列				
Bセット	音響調整卓 一式	一式	8,000円	
音響反射板 一式				
調光卓 一式				
第2サスペンションスポットライト 1列				
シーリングスポットライト 1列				
サイドスポットライト 一式				
Cセット	音響調整卓 一式	一式	6,000円	
調光卓 一式				
第1ボーダーライト 1列				
第1サスペンションスポットライト 1列				
第2サスペンションスポットライト 1列				
サイドスポットライト 一式				
シーリングスポットライト 1列				

備考 使用料の単位は、午前、午後、夜間、それぞれの区分を1単位とする。ただし、展示用パネルについては、1日を1単位とする。

別表第2(第6条関係)

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、ろう学校または養護学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
6 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額
7 幼稚園、小学校、中学校、ろう学校および養護学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
9 館長が認める公民館自主サークルまたは別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出団体が学習目的のために利用するとき。	
10 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
11 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の団体が利用するとき(第5号に該当する場合を除く。)	
12 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の団体が利用するとき。	
13 その他委員会が特に必要があると認めたとき。	
	免除または5割減額

[第1号様式](#) (第2条、第6条関係)

[第1号様式の2](#) (第2条、第6条関係)

[第1号様式の3](#) (第2条、第6条関係)

[第2号様式](#) (第2条関係)

[第2号様式の2](#) (第2条関係)

[第2号様式の3](#) (第2条関係)

[第3号様式](#) (第3条関係)

[第4号様式](#) (第3条関係)

[第5号様式](#) (第4条関係)

[第6号様式](#) (第4条関係)

[第7号様式](#) (第4条関係)

[第8号様式](#)